

任意団体「近畿水の塾」 設立趣旨書(案)

私達は、特定非営利活動法人近畿水の塾を、2002年8月8日に設立し、以降、「人と水との関わりの実践やその連携を通じて、市民による地域づくり、環境づくりに寄与すること」を目的とし、市民活動等の取り組み紹介する継続的な公開研究会「河川塾」を中心に数々の活動を実施してきました。

この度、20年を経過した節目で、NPO 法人としての当法人は解散しましたが、引き続き活動を続けるため、ここに、任意団体として「近畿水の塾」を設立します。

令和5年5月28日

近畿水の塾会則

第1条 本会は、「近畿水の塾」と称する。

第2条 本会の事務所は、会長宅とする。

第3条 本会は、人と水との関わりの実践やその連携を通じて、市民による地域づくり、環境づくりに寄与することを目的とし令和5年5月28日に設立する。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1)人と水との関わりに係る調査及び研究、事業の企画及び実施
- (2)人と水との関わりに係る専門家、実践者、市民及び各種機関等の交流の場の創出
- (3)その他本法人の目的達成のために必要な事業

第5条 会員は本会の目的に賛同する者とする。

第6条 会費は総会において別に定める。しかし当面の間無料とする。

第7条 本会への入退会等届出をしようとするものは、会長に申し出なければならない。

第8条 本会に次の役員を置き、会員の互選により選出する。任期は1年で再任を妨げない。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 1名
- (3)会計 1名
- (4)監査 若干名
- (5)幹事 若干名

第9条 本会の総会は、年に1回開催し以下の事項について議決する。

- (1)会則の変更
- (2)事業報告及び会計報告
- (3)役員を選任又は解任
- (4)事業計画及び予算
- (5)解散
- (6)その他会の運営に関する重要事項

第10条 本会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

附則

1 この会則は、令和5年5月28日から施行する。

2 本会設立当初の役員は、本会則にかかわらず設立総会において選任する。